

『イクボス宣言』

社員へ働きやすい環境を提供するため、働き方改革として「若者の経済的安定」、
「女性の活躍・継続就業」、「男性の家庭参画」及び「ワーク・ライフ・バランス向上」を
を推進しております。

そこで本年も継続して、経営者をはじめ管理職が『イクボス宣言』を行い、社員皆さんの
職場環境の改善と業務効率の向上を目指してまいりますので、ここにお知らせします。

(1) なぜ働き方改革が必要なのか

青森県は、経済動向や少子高齢化の進展、若者の県外流出等による人手不足の拡大が課題と
なっています。こうした課題に対応するために、働き方改革を進め、働きやすい職場環境を整備
することにより、女性、若者、高齢者、育児、介護を行っている方、障害のある方、病気療養中
の方等、多様な人材が活躍できる社会を実現していくことや、職業能力の開発・向上、労働生産
性の向上等により、限られた人材を活かしていくことが求められています。

(2) 「前回宣言時からの取り組み」 (R4. 4月～R6. 3月)

- ①有給休暇の取得として、10日以上の有給休暇が付与されている労働者へ年に5日以上
の有給休暇を取得してもらいます。(継続)
- ②時間外労働規制の厳守、高齢者をはじめ、Iターン・Uターン就労者の積極的な雇用を促進します。

参考★イクボスとは

職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、
部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を
楽しむことができる上司のこと。